

## 報道関係者の皆様へ

～報道関係者の基準は、沖縄県政記者クラブに加盟する加盟社に属する方です～

### 令和2年1月6日傍聴規則の一部改正により

#### 1 「機器類持込及び撮影等許可申請」の受付方法が変わります。

- ・許可申請は会期中1回のみの手続きになります。
- ・機器類持込及び撮影等許可申請の受付期間は、定例会又は臨時会告示の日から最終日までです。ただし、閉庁日は除きます。

#### 2 許可証(腕章)を交付します。

- ・告示の日から招集日前日までに申請があったものは、招集日当日より議会事務局2階窓口で許可証を交付します。
- ・本会議当日に申請があったものは、議長の許可を得た後、4階受付で許可証を交付します。  
なお、議長の許可を得るまでは傍聴のみとし撮影等は行えません。
- ・許可証の有効期間は、定例会又は臨時会の会期です。
- ・議場内では常に許可証を着用してください。確認できない場合は、傍聴のみとなります。
- ・許可証は、定例会終了後速やかに事務局へ返還してください。

※許可申請は報道機関単位ではありません。許可証は申請のあった報道関係者ご本人に交付します。

※機器類持込及び撮影等許可申請書は1月6日から窓口で配付します。

機器類持込及び  
撮影等許可申請

告示の日から受付開始

許可証(腕章)

発行

議場では常に着用して  
ください

許可証は会期終了  
後速やかに事務局  
へ返還